戸田市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

第1章 はじめに

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

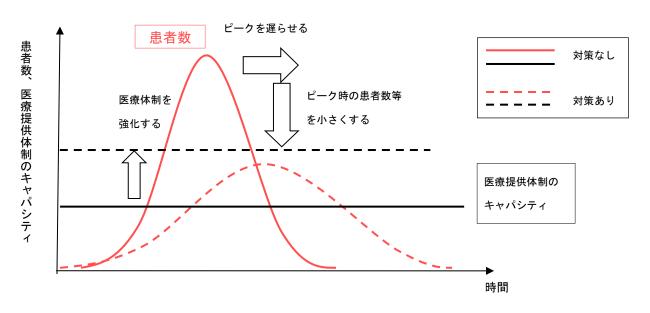
2013 (平成25) 年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24 年法律第31号。以下「特措法」という。)が施行された。特措法第8条に基づき、 市行動計画を作成する。

第2章 基本的な方針

1 目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

<対策の効果(概念図)>



2 対策の基本的な考え方

- ① 発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する。
- ② 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請など医療対応以外の感染対策と医療対応を含めて、社会全体で対策に取り組む。

3 実施上の留意点

○基本的人権の尊重

- ○危機管理としての特措法の性格
- ○関係機関相互の連携協力確保 ○記録の作成・保存

4 発生時の被害想定等(国の数値を基に試算)

(1)発生時の被害想定

	戸田市	埼玉県	全国(万人)
医療機関受診患者数	約13,000人~約25,000人	約 75 万人~約 140 万人	約1,300万人~約2,500万人
死亡者数の上限	約 170 人~約 650 人	約9,500人~約36,000人	約 17 万人~約 64 万人

(2) 社会活動・経済活動の影響

- ① 国民の25%が流行期間(8週間)に順次罹患する。
- ② ピーク時(2週間)に従業員が欠勤する最大の割合は40%と想定される。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策 を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型 インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の 態勢を整備する責務を有する。

- ① ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- ② WHOその他の国際機関及び諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフ ルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

(2)県の役割

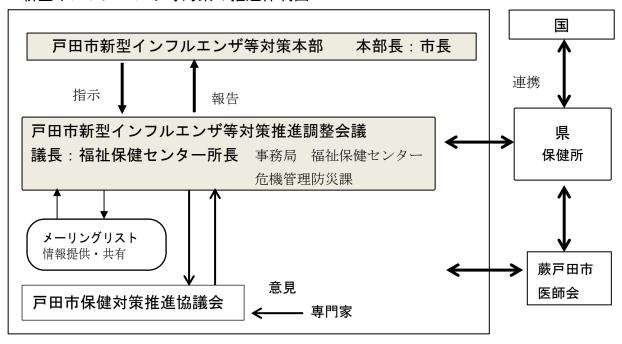
県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。

- ① 政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携し、対策を的確か つ迅速に実施する。
- ② 市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供を行う。
- ③ 地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進する。

(3) 市の役割

市は、住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発 生時の要援護者への生活支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施 する。実施にあたり、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

≪新型インフルエンザ等対策の推進体制図≫



第3章 発生段階別の対応

1 発生状況、対策の目的

1 光工状况、对象の目的			
	状 態	対策の目的	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生し ていない状態	発生に備えて体制の整備を行う。	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が 発生した状態	国内発生に備えて体制の整備を行う。	
国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が 発生した状態	市内発生に備えて体制の整備を強化する。	
県内・市内 発生早期	県内・市内で新型インフルエン ザ等が発生しているが、全ての 患者の接触歴を疫学調査で追え る状態	 1)県・市内での感染拡大をできる限り抑える。 2)感染拡大に備え、体制を整備する。 	
市内感染拡大期	県内・市内で新型インフルエン ザ等の感染被害が拡大している 状態	1)健康被害を最小限に抑える。 2)市民生活・市民経済への影響を最 小限に抑える。	
小康期	新型インフルエンザ等の患者 の発生が減少し、低い水準でと どまっている状態	市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。	

2 発生段階別対策の概要

